

令和6年7月5日版

千葉市価格高騰重点支援給付金

(令和6年度非課税化世帯等) Q&A

このQ&Aは、千葉市価格高騰重点支援給付金（令和6年度非課税化世帯等）について、質疑応答形式で説明するものです。

目次

1 総論	5
問 1-1 給付金の種類がたくさんあってよくわかりません。「千葉市価格高騰重点支援給付金」の全体像を教えてください。	5
問 1-2 冬頃、住民税非課税世帯（又は住民税均等割のみ課税世帯）を対象とした令和5年度千葉市価格高騰重点支援給付金を受給したのですが、令和6年度の本給付金も対象となりますか。また、他の市区町村で同様の給付金を受給している場合はどうですか。	5
問 1-3 他の市区町村で、令和6年度の低所得者向けの給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。	6
問 1-4 令和6年度住民税均等割が非課税（又は均等割のみ課税）かどうか、均等割のみ課税かどうかはどのように決まるのですか。	6
問 1-5 住民税均等割とは何ですか。	6
問 1-6 所得税・住民税の定額減税が実施されているかと思いますが、各給付金の「住民税均等割非課税」や「住民税均等割のみ課税」というのは、定額減税が適用される前と後、どちらの金額で審査するのですか。	6
問 1-7 どの市区町村においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。	7
問 1-8 各給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。	7
2 R6非課税化給付・R6均等割のみ課税化給付について	8
問 2-1 R6非課税化給付及びR6均等割のみ課税化給付（以下、「R6非課税化給付等」とする。）では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。	8
問 2-2 R6非課税化給付等で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。	8
問 2-3 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日（異動日）の意味ですか、それとも届出日の意味ですか。	9

問 2-4 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。	9
問 2-5 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。	10
問 2-6 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。	10
問 2-7 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。	10
問 2-8 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。	10
問 2-9 基準日（令和6年6月3日）において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。	11
問 2-10 基準日（令和6年6月3日）の翌日以降に入国した外国人等について、支給対象となりますか。	11
問 2-11 令和6年1月2日以降に海外から入国したため、令和6年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか。	11
問 2-12 令和6年1月2日から6月3日基準日までに千葉市に転入した者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。	11
問 2-13 R6非課税化給付等の対象となる世帯であることは、どのように審査判定することになりますか。	11
問 2-14 給付金を受給した後、修正申告等により、市町村民税所得割が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。	12
問 2-15 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。	13
問 2-16 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。	13
問 2-17 所得税の課税対象となる給付金や一時的な所得増により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付対象にならないのですか。	13
問 2-18 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。	13
問 2-19 令和6年6月3日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和6年度の住民税が非課税だった場合、給付の対象となりますか。	13
問 2-20 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は支給対象になりますか。	14
問 2-21 DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。	14
問 2-22 DV等避難者自身が住民税所得割課税の場合、支給対象となりますか。	14
問 2-23 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税所得割課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象とな	

りますか。	14
問 2-24 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が R 6 非課税化給付等を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、給付金を受給できますか。	14
問 2-25 R 6 非課税化給付等において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市であれば、千葉市での支給対象となりますか。	15
問 2-26 里親に委託された児童は支給対象となりますか。	15
問 2-27 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。	15
問 2-28 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。	15
問 2-29 18 歳以上の女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の入所者の取り扱いはどのようになりますか。	15
3 こども加算について	17
問 3-1 こども加算の支給要件について教えてください。	17
問 3-2 ここでいう扶養とは何ですか。	17
問 3-3 支給要件に合致していれば、R 6 非課税化給付や R 6 均等割のみ課税化給付を受給していなくても、こども加算だけを受給することができるのでしょうか。	17
問 3-4 こどもと世帯が別の場合は支給されないのでしょうか。	17
問 3-5 こどもと世帯が別で、申請が却下されるのはどのような場合が想定されますか。	18
問 3-6 基準日後にこどもが生まれました。こども加算の対象になりますか。	18
問 3-7 こどもが海外に留学しています。こども加算を受けられますか。	18
問 3-8 海外から来て、千葉市に住民登録をして働いている外国人です。R 6 均等割のみ課税化給付を受給したのですが、母国にいるこどもについても加算給付が受けられるのでしょうか。会社には親族関係書類や送金関係書類を提出しており、税金上の扶養控除は受けています。	18
問 3-9 海外から来て、千葉市に住民登録をして働いている外国人です。R 6 均等割のみ課税化給付を受給したのですが、基準日後に母国で生まれたこどもが、申請期限内に来日し、住民登録をしました。こども加算の対象となりますか。	18
問 3-10 単身で千葉市に住民登録をし、寮生活をしている一人暮らしの学生です。私自身が 18 歳以下の場合、私が加算を受けられるのでしょうか。	19
問 3-11 実の子が児童養護施設等に措置入所している場合も、住民票上同一であればこども加算を受給してよいのでしょうか。	19
4 その他	20
問 4-1 基準日の令和 6 年 6 月 3 日時点では、世帯主である夫、妻である私、子の 3 人世帯でしたが、その後離婚しました。私（元妻）がこどもを引きとって扶養しているのですが、この場合もこども加算は元夫に支給されるのでしょうか。	20

問 4-2 基準日の令和6年6月3日時点で、世帯主である夫、妻である私、子の3人世帯ですが、離婚協議中で、実際は妻である私が子どもを引き取り、別居しています。この場合も子ども加算は夫に支給されるのでしょうか。20

1 総論

問 1-1 給付金の種類がたくさんあってよくわかりません。「千葉市価格高騰重点支援給付金」の全体像を教えてください。

(答)

○概要は以下のとおりです。

	【1】令和6年度から新たに 住民税均等割非課税となった世帯への給付	【2】令和6年度から新たに 住民税均等割のみ課税となった世帯への給付
基準日	令和6年6月3日	
対象	世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税の世帯であって、世帯の中に、令和6年度から新たに住民税均等割非課税となった方が含まれる世帯	世帯全員が令和6年度 ・住民税均等割のみ課税 又は ・住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方の世帯であって、世帯の中に、令和6年度から新たに住民税均等割のみ課税となった方が含まれる世帯
支給額	1世帯あたり10万円	
申請期限	令和6年9月30日(月)消印有効	
【3】こども加算		
対象	【1】【2】いずれかの給付金を受給した世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯	
支給額	18歳以下の児童1人あたり5万円	
申請期限	令和6年9月30日(月)消印有効 ※新生児(令和6年6月4日～9月30日に出生した児童)については令和6年10月31日(木)消印有効	

○まず、1世帯あたり10万円の、

【1】令和6年度住民税均等割非課税世帯を対象とする給付金と、

【2】令和6年度住民税均等割のみ課税世帯を対象とする給付金とがベースとしてあります。次に、ベースの給付金を受給された世帯の中に18歳以下の児童が含まれる場合、

【3】児童ひとりあたり5万円の加算が給付されます。

○いつ時点の世帯単位で給付するのかを定める「基準日」は、【1】～【3】のいずれも令和6年6月3日とします。また、各給付金における「世帯」は住民票上の世帯を指します。

○なお、表中の【1】～【3】の各給付金について、本Q&Aではそれぞれ以下のとおり称することとし、繰り返しを避ける場合等には「本給付(金)」とします。また、総称する場合には「各給付(金)」と称することとします。

【1】「R6非課税化給付(金)」

【2】「R6均等割のみ課税化給付(金)」

【3】「こども加算」

問 1-2 冬頃、住民税非課税世帯(又は住民税均等割のみ課税世帯)を対象とした令和5年度千葉市価格高騰重点支援給付金を受給したのですが、令和6

年度の本給付金も対象となりますか。また、他の市区町村で同様の給付金を受給している場合はどうですか。

(答)

- 対象とはなりません。
- 千葉市価格高騰重点支援給付金を含め、令和5年度に実施された非課税世帯への7万円もしくは均等割のみ課税世帯への10万円を目安とした給付金を受給した世帯は、今回の各給付金において対象外となります。
- なお、対象外の方が受給した場合は、給付金をご返還いただきます。

問 1-3 他の市区町村で、令和6年度の低所得者向けの給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。

(答)

- 対象とはなりません。
- R6非課税化給付、R6均等割のみ課税化給付、R6こども加算にあたる給付金を他の市区町村で受給されている場合も、千葉市では対象外となります。
- なお、対象外の方が受給した場合は、給付金をご返還いただきます。

問 1-4 令和6年度住民税均等割が非課税（又は均等割のみ課税）かどうか、均等割のみ課税かどうかはどのように決まるのですか。

(答)

- 令和5年1月から12月の収入を元に、原則令和6年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて賦課決定されます。

問 1-5 住民税均等割とは何ですか。

(答)

- 住民税は、一定額をご負担いただく均等割と、所得に応じて負担する額が変わる所得割との2つの部分で構成されています。
- 本給付金の対象となる世帯は、世帯の全員が均等割非課税もしくは均等割のみ課税である世帯です。所得割を課税されている方がおひとりでも含まれる場合は対象外となります。

問 1-6 所得税・住民税の定額減税が実施されているかと思いますが、各給付金の「住民税均等割非課税」や「住民税均等割のみ課税」というのは、定額減税が適用される前と後、どちらの金額で審査するのですか。

(答)

- 定額減税前の金額で審査します。

問 1-7 どの市区町村においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。

(答)

○市区町村ごとに異なる基準で支給されます。

○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による本件給付は、国によって「各地方公共団体が地域の実情に応じて計画・実施する」と位置づけられており、給付金額や基準日の目安は示されているものの、詳細は各市区町村で決定し支給します。

問 1-8 各給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。

(答)

○内閣府地方創生推進事務局のホームページで公開されています（「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」で検索するか、以下の URL にアクセスしてください。）。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>

○また、定額減税等を含めた給付金・定額減税一体措置の全体像については、以下のホームページにまとめられています。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

2 R 6 非課税化給付・R 6 均等割のみ課税化給付について

問 2-1 R 6 非課税化給付及びR 6 均等割のみ課税化給付（以下、「R 6 非課税化給付等」とする。）では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。

（答）

○届きません。

○支給要件を満たす可能性が特に高い世帯に対してのみ、支給決定通知書もしくは確認書をお送りします。

	市からの送付物	送付時期	返送	送付対象
支給決定通知書	あり（ハガキ）	6月28日以降 順次	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員が、令和6年度住民税非課税（未申告の方を含む）又は均等割のみ課税である世帯 ・基準日時点の世帯全員について、令和5年1月2日以降の転入者がいない世帯 ・基準日（令和6年6月3日）時点の世帯主が、公金受取口座を登録している世帯
確認書	あり（封書）	7月5日以降 順次	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定通知書の送付対象ではないが、世帯の全員が、令和6年度住民税非課税（未申告の方を含む）または均等割のみ課税である世帯 ・基準日時点の世帯全員について、令和5年1月2日以降の転入者がいない世帯

※令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯への給付金を受給した世帯（未申請・辞退を含む）及び給付金を受給した世帯の世帯主を含む世帯は、給付対象外

○こちらの案内が届かない場合は、対象であっても自ら申請していただく必要がある世帯か、もしくは対象外の世帯となります。

問 2-2 R 6 非課税化給付等で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。

（答）

○令和5年1月2日以降に千葉市に転入された方を含む世帯等は、千葉市では令和5年度住民税の課税状況などを把握していないため、申請していただく必要があります。

○なお、申請書は、ホームページからダウンロードしていただくか、コールセンターへご連絡いただければ郵送いたします。

○申請にあたり、令和6年6月3日時点の世帯の中に、令和6年1月2日以降に他の市区町村から千葉市に転入された方がいる場合は、その方の令和6年度非課税証明書（所得証明書）を添付いただく必要があります。該当する方が複数いらっしゃる場合は全員分をご提出ください。

○また、千葉市で支給決定通知書や確認書を作成した後、修正申告によって課税から非課税になった方の情報等も網羅的に把握することは困難ですので、世帯の中に該当される方がいる場合は申請していただく必要があります。

問 2-3 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日（異動日）の意味ですか、それとも届出日の意味ですか。

（答）

○住所を定めた日（異動日）とします。

○なお、転出予定日が基準日以前であり、転入届が基準日後である等により、基準日においていずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者は、基準日の翌日以降、初めて住民基本台帳に記録された市区町村が千葉市である場合、給付対象者となります。

問 2-4 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。

（答）

○基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、原則として以下の取扱いとなります。

・支給決定通知書の送付対象世帯の場合

（1）口座変更の届出後に亡くなった場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

（2）口座変更や受給拒否の届出期間中に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

（3）口座変更や受給拒否の届出期間後に、届出を行うことなく亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

・確認書の送付対象世帯の場合

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

（1）確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

（2）確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

問 2-5 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。

(答)

○令和6年9月30日(月)(消印有効)です。

○ただし、新生児(令和6年6月4日から令和6年9月30日までに出生した児童)を扶養している世帯の、当該児童分のこども加算に限り、申請期限を令和6年10月31日(木)(消印有効)までとします。

問 2-6 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。

(答)

○対象となりません。

○例えば、次のような場合は対象外となります。

・千葉市に下宿している学生が、課税者である父兄の扶養に入っている。

・高齢のご夫婦が、課税者であるご子息の扶養に二人とも入っている。

※扶養の状況については心当たりのあるご親族の方にご確認ください。

○扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族(16歳未満の者を含む)のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

問 2-7 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。

(答)

○住民税減免申請により、令和6年度当初から住民税所得割が全額免除となっている方については支給対象となります。

○一方、令和6年度住民税所得割を課税されていた方が、年度の途中で減免された場合は、支給対象とはなりません。

問 2-8 基準日時点で生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。

(答)

○本給付金では、令和6年度の住民税の課税状況により審査しており、生活保護の受給状況は審査に用いておりません。そのため、生活保護受給中であっても、支給対象とならない場合があります。

○なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとなります。

問 2-9 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。

（答）

- 基準日の翌日以降、本市の申請期限（令和 6 年 9 月 30 日）までに本市において住民基本台帳に記録された場合は対象となります。
- 一方、以前は住民登録がなかったが、前回の給付金（千葉市価格高騰重点支援給付金（令和 5 年度非課税世帯））の申請期限である令和 6 年 4 月 30 日までに千葉市に住民登録をされている方は、前回の給付金の給付対象になり得た世帯として、対象外となる場合があります。

問 2-10 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）の翌日以降に入国した外国人等について、支給対象となりますか。

- 基準日時点で住民登録がない方は、原則として対象とはなりません。

問 2-11 令和 6 年 1 月 2 日以降に海外から入国したため、令和 6 年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか。

（答）

- 住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和 6 年 6 月 3 日において千葉市に住民登録している者は支給対象となります。
- なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税又は均等割のみ課税の場合、支給対象となります。
- 令和 6 年度の非課税証明書（所得証明書）が取得できないため、その他の書類を提出していただく必要があります。コールセンターにお問い合わせください。

問 2-12 令和 6 年 1 月 2 日から 6 月 3 日基準日までに千葉市に転入した者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。

（答）

- 令和 6 年 1 月 1 日時点の課税情報を有する市区町村にて令和 6 年度の非課税証明書（所得証明書）を取得していただき、申請書に添付してご提出いただくこととなります。
- なお、令和 5 年度住民税については、証明書の提出は原則として不要です。

問 2-13 R 6 非課税化給付等の対象となる世帯であることは、どのように審査判定することになりますか。

（答）

- 本給付金は、令和 6 年 6 月 3 日における住民登録に基づき、同一の世帯に属する方全員について、令和 6 年度分の住民税均等割非課税（又は均等割のみ

課税)である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く)が対象となります。

○具体的には、以下の①から④をすべて満たす世帯について、支給対象となります。

- ①令和6年6月3日に千葉市に住民登録がある世帯であること
- ②令和6年6月3日の住民登録上の世帯の全員が、令和6年度住民税所得割非課税であること
- ③住民税が課税されている者に扶養されている者等のみからなる世帯ではないこと

※③について、例えば、親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は支給対象外となります。

(例) Aとは住所地が異なる配偶者B(非課税)と子C(非課税)からなる世帯の場合

	Aとの扶養関係		
	BCともにAの扶養ではない	BのみAに扶養されている	BCともにAに扶養されている(注2)
Aが住民税課税	B支給対象	B支給対象	B支給対象外
Aが住民税非課税(注1)	B支給対象	B支給対象	B支給対象

(注1) B又はCを扶養することにより非課税となる場合を含む。

(注2) Aの住民税課税状況により異なる。

- ④千葉市価格高騰重点支援給付金や、その他の市区町村において実施された同趣旨の給付金の支給を受けた世帯(給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと

※④について、例えば、令和5年度住民税非課税だった夫婦のうち、令和5年度の給付金を受給した世帯主が亡くなり、配偶者のみが同じ住所に新たな世帯主としてお住まいの場合、同一世帯とみなし支給対象外となります。

問 2-14 給付金を受給した後、修正申告等により、市町村民税所得割が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

- 修正申告や所得更正を行った結果、所得割非課税から課税になった方が世帯にいる場合は、申告の上、給付金を返還していただく必要があります。コールセンターまでご連絡ください。
- 一方、修正申告等により市町村民税が非課税または均等割のみ課税となった場合は、申請期限(令和6年9月30日)までに世帯主ご本人から申請があった場合は、支給対象として取り扱うものとします。
- この際、定額減税との調整給付金を受給されている方は、その返還が必要と

なる場合がございます。

問 2-15 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。

(答)

- 未申告者は、支給決定通知書、確認書及び申請書上で「非課税である」旨をご確認、ご誓約いただいた上で、所得がないものとして取り扱い、後に申告や更正があったことで支給対象外となった場合はご申告いただき、給付金を返還していただくこととします。
- 世帯員の一部に未申告者がいる住民税非課税世帯である場合の取扱いも同様とします。
- ただし、令和6年1月2日以降に千葉市に転入された方については、令和6年度住民税非課税証明書（所得証明書）を提出していただきます。

問 2-16 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。

(答)

- 令和6年6月3日以前に当該死亡や行方不明となった者による扶養にかかわらず、当該者を除いた令和6年6月3日時点の世帯の全員が令和6年度住民税非課税又は均等割のみ課税の場合は、給付の対象になります。

問 2-17 所得税の課税対象となる給付金や一時的な所得増により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付対象にならないのですか。

(答)

- 給付対象にはなりません。住民税の課税状況に基づき判断することとなります。

問 2-18 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。

(答)

- 世帯の中に「課税されている者の扶養親族ではない者」が1人でも含まれていれば、支給対象となります。

問 2-19 令和6年6月3日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和6年度の住民税が非課税だった場合、給付の対象となりますか。

(答)

- 令和6年6月3日時点の世帯が令和6年度住民税非課税のため、給付金の対象になります。

- なお、令和6年1月1日から基準日までの離婚については、元配偶者による扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和6年度住民税非課税である場合には、給付金の対象となります。
- ただし、離婚の事実を市で一元的に確認することはできないため、該当の方には申請にあたってお申し出をいただく必要があります。

問 2-20 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は支給対象になりますか。

(答)

- 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、対象となりません。

問 2-21 DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者については、独立した世帯とみなし、当該DV等避難者（同伴者を含む。）が非課税又は均等割のみ課税である場合には、支給対象となります。
- この場合、DV等避難者の住民票がある世帯（DV等加害者の世帯）については、当該世帯（DV等避難者を含めた住民票どおりの世帯）が非課税又は均等割のみ課税である場合には、DV等避難者とは別に、支給対象となります。

問 2-22 DV等避難者自身が住民税所得割課税の場合、支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者（同伴者を含む。）自身が住民税所得割課税の場合、対象とはなりません。

問 2-23 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税所得割課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象となりますか。

(答)

- 給付の対象とはなりません。

問 2-24 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者がR6非課税化給付等を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、給付金を受給できますか。

(答)

- 措置入所等児童は、独立した生計を営むものとみなし、入所施設に住民票を移していない場合でも、保護者世帯とは別に、給付金を受給できます。
- なお、措置入所等児童についても、児童本人が住民税所得割課税である場合には支給対象となりません。また、住民票上で里親を世帯主とする世帯に属しており、里親自身もR6非課税化給付の対象となっているといった場合を除き、措置入所等児童は、原則としてこども加算の算定対象になりません。

問 2-25 R6非課税化給付等において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市であれば、千葉市での支給対象となりますか。

(答)

- 千葉市での支給対象となります。
- ただし、例えば住民票所在地でも当該児童のみで住民登録しており、その市区町村で給付を受けている場合には、対象外となります。

問 2-26 里親に委託された児童は支給対象となりますか。

(答)

- 里親と児童（里子）が同居している場合、当該児童の所得が住民税所得割非課税であれば、里親自身の世帯とは別に、給付の対象となります。

問 2-27 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。

(答)

- 年齢要件はありません。

問 2-28 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。

(答)

- 同一の施設に兄弟姉妹、親子等で入所している場合は、本給付金の支給において同一世帯として取り扱い、原則として年長者を世帯主とします。
- ただし、同一の施設に入所している場合であっても、当該児童が入所施設に住民票を移している場合であって、兄弟姉妹、親子等が別世帯である場合は、一般的な取扱いと同様、別世帯として給付します。
- この取扱いは、同一の施設に親子、夫婦等で入所している、措置入所等障害者・高齢者についても同様です。

問 2-29 18歳以上の女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の入所者の取扱い

いはどのようなになりますか。

(答)

○18 歳以上の女性自立支援施設の入所者については、ご本人からDV等避難者であることの申出及び給付金の申請をしていただく必要があります。

3 こども加算について

問 3-1 こども加算の支給要件について教えてください。

(答)

○千葉市における支給要件は以下のとおりです。

- ① R 6 非課税化給付又は R 6 均等割のみ課税化給付を受給している世帯の世帯主であること
- ② 世帯主が 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日以降生まれの方）を扶養していること
- ③ 当該児童について、基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点で日本国内に住民登録があること。ただし、基準日後に出生した児童に限っては、申請時点で日本国内に住民登録があること

問 3-2 ここでいう扶養とは何ですか。

(答)

○世帯主と児童とが生計を同一にしていることを指すものとします。

○また原則として、加算の算定対象となる児童は、基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点の住民票上、同一世帯となっている世帯員に限り、別居されている場合は別途申請していただき、個別に審査するものとします。

問 3-3 支給要件に合致していれば、R 6 非課税化給付や R 6 均等割のみ課税化給付を受給していなくても、こども加算だけを受給することができるのでしょうか。

(答)

○千葉市では、こども加算のみを受給することはできません。

問 3-4 こどもと世帯が別の場合は支給されないのでしょうか。

(答)

○お子様が寮生活をされている場合など、別世帯ではあるが生計を同一にしていると認められる場合には、給付対象となる可能性があります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

○なお、別居のお子様自身が課税である場合は加算の対象外となりますのでご注意ください。

- ・ R 6 非課税化給付の対象世帯：別居の児童が均等割課税である場合は対象外
- ・ R 6 均等割のみ課税化給付の対象世帯：別居の児童が所得割課税である場合は対象外（均等割のみ課税までの水準であれば対象）

問 3-5 こどもと世帯が別で、申請が却下されるのはどのような場合が想定されますか。

(答)

○一例として、A（夫）、B（妻）、C（子）の3人家族で、Aのみ単身赴任しておられるような場合であって、A世帯、BC世帯ともベースとなる給付金を受給している場合が考えられます。このような場合は、原則として同一世帯の世帯主への給付が優先されますので、A様からの申請は却下となる可能性がございます。

問 3-6 基準日後にこどもが生まれました。こども加算の対象になりますか。

(答)

○令和6年9月30日までに出生、住民登録された児童については給付の対象となります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

○なお、こうした令和6年6月4日から令和6年9月30日までに出生した新生児のこども加算申請に限り、申請期限は令和6年10月31日（木）（消印有効）までとなります。

問 3-7 こどもが海外に留学しています。こども加算を受けられますか。

(答)

○一時的に留学されている場合などで、お子様が基準日（令和6年6月3日）時点で国内に住民登録している場合は対象となります。国外転出されており、基準日時点で住民登録がない場合は対象外となります。

問 3-8 海外から来て、千葉市に住民登録をして働いている外国人です。R6均等割のみ課税化給付を受給したのですが、母国にいるこどもについても加算給付が受けられるのでしょうか。会社には親族関係書類や送金関係書類を提出しており、税金上の扶養控除は受けています。

(答)

○お子様が基準日（令和6年6月3日）時点で日本国内に住民登録していない場合は、加算の対象となりません。

問 3-9 海外から来て、千葉市に住民登録をして働いている外国人です。R6均等割のみ課税化給付を受給したのですが、基準日後に母国で生まれたこどもが、申請期限内に来日し、住民登録をしました。こども加算の対象となりますか。

(答)

○児童の生まれた日付が基準日後で、ベースとなる給付の申請期限内に住民

登録している場合は対象となる可能性があります。個別に審査いたしますのでコールセンターにお問い合わせください。必要書類等をご案内します。

問 3-10 単身で千葉市に住民登録をし、寮生活をしている一人暮らしの学生です。私自身が18歳以下の場合は、私が加算を受けられるのでしょうか。

(答)

○世帯主ご自身が18歳以下の児童である場合、その世帯主はこども加算の算定対象とならず、対象外となります。

問 3-11 実の子が児童養護施設等に措置入所している場合も、住民票上同一であればこども加算を受給してよいのでしょうか。

(答)

○お子様が基準日時点で施設に入所されている場合は、原則として対象外となります。

○対象外となる場合は、ご申告いただいた上で給付金を返還していただく必要があります。

4 その他

問 4-1 基準日の令和6年6月3日時点では、世帯主である夫、妻である私、子の3人世帯でしたが、その後離婚しました。私（元妻）がこどもを引きとって扶養しているのですが、この場合もこども加算は元夫に支給されるのでしょうか。

（答）

- 元夫に支給されます。
- こども加算は、住民票上の世帯主を受給対象とするR6非課税化（又はR6均等割のみ課税化）給付に対する加算という位置付けのため、原則として各給付金共通の基準日である令和6年6月3日時点の世帯主の方のみに支給することとなります。
- ただし、元妻にあたる方も、給付対象となる可能性があります。
- 申請期限内にご申請いただければ個別に審査いたしますので、コールセンターにご連絡ください。なお、審査に時間がかかることが想定されますのであらかじめご了承ください。

問 4-2 基準日の令和6年6月3日時点で、世帯主である夫、妻である私、子の3人世帯ですが、離婚協議中で、実際は妻である私がこどもを引き取り、別居しています。この場合もこども加算は夫に支給されるのでしょうか。

（答）

- 夫に支給されます。
- こども加算は、住民票上の世帯主を受給対象とするR6非課税化（又はR6均のみ課税化）給付に対する加算という位置付けのため、原則として各給付金共通の基準日である令和6年6月3日時点の世帯主の方のみに支給することとなります。
- ただし、妻にあたる方も、給付対象となる可能性があります。
- 申請期限内にご申請いただければ個別に審査いたしますので、コールセンターにご連絡ください。なお、審査に時間がかかることが想定されますのであらかじめご了承ください。